

目次

規則

- 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 県職員宿舍規則の一部を改正する規則（職員厚生課）

訓令甲

- 宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令（同）
- 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令（同）
- 職員服務規程の一部を改正する訓令（行政管理室）

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・宮城海区漁業調整委員会

- 職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 24 号 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 25 号 県職員宿舎規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和51年宮城県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助執行)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、警察本部長に、<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項に規定する旧法公益信託（公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とするものに限る。）に係る許可及び監督に関する事務を補助執行させる。</u></p> <p>3～8 [略]</p> <p>(副教育長等の専決)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 物品（<u>運転免許センター（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の規定による運転免許証の交付に関する事務を行う施設（警察署を除く。）をいう。）において使用する庁舎用燃料、船舶用燃料、航空機用燃料並びに警察において使用する特殊の装備品及びこれに類する物品を除く。）の単価契約</u></p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、警察本部長に、<u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とするものに限る。）の引受けの許可及び監督に関する事務を補助執行させる。</u></p> <p>3～8 [略]</p> <p>(副教育長等の専決)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 物品（<u>船舶用燃料及び航空機用燃料を除く。）の単価契約</u></p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則（昭和49年宮城県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他知事が別に定める者を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(貸与の承認)</p> <p>第9条 宿舍管理者は、前条第2項の規定により宿舍貸与申請書の提出があったときは、<u>同項</u>の証明に基づき、当該宿舍の貸与を受けようとする者の職務の性質、住宅の状況その他の事情を考慮して適当と認める者に貸与の承認を与えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(貸付料の算出方法)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 有料宿舍のうち寮の貸付料（自動車の保管場所及び昇降機の設置に係るものを除く。）は、貸与家屋の延べ面積（<u>知事が別に定める調整を加えたときは、その調整後の延べ面積</u>）に次の各号に掲げる</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(貸与の承認)</p> <p>第9条 宿舍管理者は、前条第2項の規定により宿舍貸与申請書の提出があったときは、<u>同条第2項</u>の証明に基づき、当該宿舍の貸与を受けようとする者の職務の性質、住宅の状況その他の事情を考慮して適当と認める者に貸与の承認を与えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(貸付料の算出方法)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 有料宿舍のうち寮の貸付料（自動車の保管場所及び昇降機の設置に係るものを除く。）は、<u>2,000円に、</u>貸与家屋の延べ面積（別に定める調整を加えたときは、その調整後の延べ面積）に次の各号に</p>

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1平方メートル当たりの基準使用料を乗じて算出した額に、寮の管理に要する費用等を考慮して知事が別に定める額を加えた額とする。

(1)～(3) [略]

3 有料宿舎の貸付料（昇降機の設置に係るものに限る。）は、住宅にあつては430円、寮にあつては150円とする。

4・5 [略]

（宿舎の明渡し）

第21条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 無料宿舎 その該当することとなった日又は明渡期日から2月を経過する日までの期間を限度として宿舎管理者の指定する期間

(2) 有料宿舎 その該当することとなった日又は明渡期日から6月を経過する日までの期間を限度として宿舎管理者の指定する期間

4～7 [略]

附 則

1～4 [略]

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1平方メートル当たりの基準使用料を乗じて算出した額を加えた額とする。

(1)～(3) [略]

3 有料宿舎の貸付料（昇降機の設置に係るものに限る。）は、住宅にあつては430円を、寮にあつては150円とする。

4・5 [略]

（宿舎の明渡し）

第21条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 無料宿舎 その該当することとなった日から2月を経過する日までの期間を限度として宿舎管理者の指定する期間

(2) 有料宿舎 その該当することとなった日から6月を経過する日までの期間を限度として宿舎管理者の指定する期間

4～7 [略]

附 則

1～4 [略]

5 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により移行型一般独立行政法人の職員となる者が、当該職員となる日の前日に現に宿舎に入居している場合における県職員宿舎規則の適用については、その者が同一の宿舎に引き続き入居している

間に限り、その者を同規則第2条第1号に規定する職員とみなす。

(明渡しの猶予の特例等)

6 平成16年3月31日において有料宿舎の貸与を受けている者(職員の職務に関連して県の事務又は事業の運営に必要と認められて貸与を受けている者を除く。)で、第21条第1項第6号の入居期間又は年齢に達したものに係る同条第3項第2号の規定の適用については、同号中「6月」とあるのは、「3年」と読み替えるものとする。

7 前項の規定により読み替えて適用される者に係る次の各号に掲げる期間における当該宿舎の貸付料は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 明渡期日の翌日から6月経過した日から1年を経過する日までの期間 通常の貸付料の1.1倍に相当する額

(2) 前号に掲げる期間の末日の翌日から1年を経過する日までの期間 通常の貸付料の1.3倍に相当する額

(3) 前号に掲げる期間の末日の翌日以降 通常の貸付料の1.5倍に相当する額

(明渡しに関する規定の適用除外等)

5 [略]

6～11 [略]

8 [略]

9～14 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

委員会印	一般縦書用 文書用	方 23	宮 労 員 城 働 会 県 委 印
	一般横書用 文書用	方 23	宮 城 県 労 働 委 員 会 印

(2) 職印

種 類	用 途	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 形
会 長 印	一般縦書用 文書用	方 26	宮 働 会 城 委 員 県 之 印 労 会 印
	一般横書用 文書用	方 26	宮 城 県 労 働 委 員 会 会 長 之 印

会長代理印	一般縦書用 一文書用	方 26	宮城県労働委員会 会長代理印
	一般横書用 一文書用	方 26	宮城県労働委員会 会長代理印
事務局長印	一般用 一文書	方 26	宮城県労働委員会 事務局長印
仲裁委員会 委員長印	一般用 一文書	方 21	宮城県労働委員会 仲裁委員会 委員長印

調停委員会 委員長印	一文書 般用	方 21	宮城県労働委員会 調停委員会委員長印
審査委員長印	一文書 般用	方 21	宮城県労働委員会 審査委員長之印
審査委員印	一文書 般用	方 21	宮城県労働委員会 審査委員印
審査調整 課長印	一文書 般用	方 20	宮城県労働委員会事務局 審査調整課長之印

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県訓令甲第8号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成28年宮城県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(標準的な職) 第2条 [略]		(標準的な職) 第2条 [略]	
職制上の段階	標準的な職	職制上の段階	標準的な職
[略]	[略]	[略]	[略]
3 規則第22条第1項の表に掲げる課長及び室長、同条第3項第1号の表に掲げる災害援護担当課長、原子力防災対策担当課長、企画・評価担当課長、情報システム戦略担当課長、地域鉄道担当課長、 <u>環境生活調整担当課長</u> 、消費者相談担当課長、社会福祉指導監査担当課長、地域医療連携担当課長、介護政策担当課長、観光誘客推進担当課長、農業普及指導担当課長、先進的園芸担当課長、港湾振興担当課長、空港振興担当課長、水道事業広域連携担当課長及び住宅管理指導担当課長、同条第3項第2号の表に掲げる危機管理企画専門監、スポーツ振興専門監、緑化推進専門監、男女共同参画推進専門監、保健福祉政策専門監、子ども・子育て支援専門監、雇用推進専門監、農業政策専門監、事業管理計画専門監、農地集積指導専門監、水産林業政策専門監、土木政策専門監、総合治水対策専門監及び契約管理専門監、	[略]	3 規則第22条第1項の表に掲げる課長及び室長、同条第3項第1号の表に掲げる災害援護担当課長、原子力防災対策担当課長、 <u>全国知事会担当課長</u> 、企画・評価担当課長、情報システム戦略担当課長、地域鉄道担当課長、消費者相談担当課長、社会福祉指導監査担当課長、地域医療連携担当課長、介護政策担当課長、観光誘客推進担当課長、農業普及指導担当課長、先進的園芸担当課長、港湾振興担当課長、空港振興担当課長、水道事業広域連携担当課長及び住宅管理指導担当課長、同条第3項第2号の表に掲げる危機管理企画専門監、スポーツ振興専門監、緑化推進専門監、男女共同参画推進専門監、保健福祉政策専門監、子ども・子育て支援専門監、雇用推進専門監、農業政策専門監、事業管理計画専門監、農地集積指導専門監、水産林業政策専門監、土木政策専門監、総合治水対策専門監及び契約管理専門監、同条	

同条第5項の表に掲げる副参事、技術副参事及び総括専門検査員（規則第27条第8項の規定により置かれるものを含む。）、規則第27条第1項の表に掲げる所長（仙台中央県税事務所を除く県税事務所、防災ヘリコプター管理事務所、環境放射線監視センター、食肉衛生検査所、動物愛護センター、保健福祉事務所の地域事務所、保健所、子ども総合センター、児童相談所、女性相談支援センター、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター、大阪事務所、計量検定所、農業改良普及センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、王城寺原補償工事事務所、林業技術総合センター、気仙沼土木事務所、港湾事務所及びダム総合事務所の所長に限る。）、園長、館長、校長（仙台高等技術専門校を除く職業能力開発校及び宮城障害者職業能力開発校の校長に限る。）、場長（畜産試験場の場長に限る。）、副所長（公務研修所、仙台中央県税事務所、東京事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の副所長に限る。）、技術副所長（保健福祉事務所、保健所、水産技術総合センター、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の技術副所長に限る。）、副校長（消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学の副校長に限る。）、副場長、部長（仙台中央県税事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、地方振興事務所、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター及び仙台土木事務所の部長に限る。）及び局長、同条第2項の表に

第5項の表に掲げる副参事、技術副参事及び総括専門検査員（規則第27条第8項の規定により置かれるものを含む。）、規則第27条第1項の表に掲げる所長（仙台中央県税事務所を除く県税事務所、防災ヘリコプター管理事務所、環境放射線監視センター、食肉衛生検査所、動物愛護センター、保健福祉事務所の地域事務所、保健所、子ども総合センター、児童相談所、女性相談支援センター、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター、大阪事務所、計量検定所、農業改良普及センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、王城寺原補償工事事務所、林業技術総合センター、気仙沼土木事務所、港湾事務所及びダム総合事務所の所長に限る。）、園長、館長、校長（仙台高等技術専門校を除く職業能力開発校及び宮城障害者職業能力開発校の校長に限る。）、場長（畜産試験場の場長に限る。）、副所長（公務研修所、仙台中央県税事務所、東京事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の副所長に限る。）、技術副所長（保健福祉事務所、保健所、水産技術総合センター、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の技術副所長に限る。）、副校長（消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学の副校長に限る。）、副場長、部長（仙台中央県税事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、地方振興事務所、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター及び仙台土木事務所の部長に限る。）及び局長、同条第2項の表に

<p>掲げる所長（県税事務所の地域事務所及び土木事務所の地域事務所の所長に限る。）、支所長、場長及び部長（地方振興事務所の地域事務所及び気仙沼水産試験場の部長に限る。）、同条第3項の表に掲げる副部長、同条第5項の表に掲げる保健医療監、同条第6項の表に掲げる検査精度管理専門監、地域保健専門監、農業普及指導専門監、漁港整備専門監及び監視伝染病対策専門監並びに同条第7項の表に掲げる総括研究員並びに規程第4条第2項の表に掲げる課長及び同条第3項の表に掲げる副参事並びに宮城県収用委員会運営規則（昭和47年宮城県収用委員会規則第1号。以下「運営規則」という。）第11条第2項の表に掲げる事務局長の属する職制上の段階</p>		<p>掲げる所長（県税事務所の地域事務所及び土木事務所の地域事務所の所長に限る。）、支所長、場長及び部長（地方振興事務所の地域事務所及び気仙沼水産試験場の部長に限る。）、同条第3項の表に掲げる副部長、同条第5項の表に掲げる保健医療監、同条第6項の表に掲げる検査精度管理専門監、地域保健専門監、農業普及指導専門監、漁港整備専門監及び監視伝染病対策専門監並びに同条第7項の表に掲げる総括研究員並びに規程第4条第2項の表に掲げる課長及び同条第3項の表に掲げる副参事並びに宮城県収用委員会運営規則（昭和47年宮城県収用委員会規則第1号。以下「運営規則」という。）第11条第2項の表に掲げる事務局長の属する職制上の段階</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県訓令甲第9号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和59年宮城県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関名	役職	充てる職	附属機関名	役職	充てる職
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県交通安全対策会議	委員	副知事の担当事務に関する規程により総務企画一般に関することを担当することとされた副知事 <u>復興・危機管理部長又は復興・危機管理部副部長及び復興・危機管理部消防課長のうちから復興・危機管理部長が指名するもの</u> 企画部長又は企画部副部長及び企画部地域交通政策課長のうちから企画部長が指名するもの 環境生活部長又は環境生活部副部長及び環境生活部共同参画社会推進課長のうちから環境生活部長が指名するもの	宮城県交通安全対策会議	委員	副知事の担当事務に関する規程により総務企画一般に関することを担当することとされた副知事 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長

	<p><u>保健福祉部長又は医療健康局長、保健福祉部副部長、保健福祉部長寿社会政策課長及び保健福祉部子育て社会推進課長のうちから保健福祉部長が指名するもの</u></p> <p><u>土木部長又は土木部副部長及び土木部道路課長のうちから土木部長が指名するもの</u></p>		<p>保健福祉部長</p> <p>土木部長</p>
幹事	<p><u>復興・危機管理部消防課長（委員に指名されている場合を除く。）又は復興・危機管理部消防課総括課長補佐（消防課長が指名するものに限る。）</u></p> <p><u>企画部地域交通政策課長（委員に指名されている場合を除く。）又は企画部地域交通政策課総括課長補佐（地域交通政策課長が指名するものに限る。）</u></p> <p><u>環境生活部共同参画社会推進課長（委員に指名されている場合を除く。）又は環境生活部共同参画社会推進課総括課長補佐（共同参画社会推進課長が指名するものに限る。）</u></p> <p><u>保健福祉部長寿社会政策課長（委員に指名されている場合を除く。）又は保健福祉部長寿社会政策課総括課長補佐（長寿社会</u></p>	幹事	<p>復興・危機管理部消防課長</p> <p>企画部地域交通政策課長</p> <p>環境生活部共同参画社会推進課長</p> <p>保健福祉部長寿社会政策課長</p>

		<p>政策課長が指名するものに限る。)</p> <p>保健福祉部子育て社会推進課長 (委員に指名されている場合を除く。) 又は保健福祉部子育て社会推進課総括課長補佐 (子育て社会推進課長が指名するものに限る。)</p> <p>土木部道路課長 (委員に指名されている場合を除く。) 又は土木部道路課総括課長補佐 (道路課長が指名するものに限る。)</p>			<p>保健福祉部子育て社会推進課長</p> <p>土木部道路課長</p>
宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会	部会委員	<p>環境生活部食と暮らしの安全推進課長 (イノシシ部会に限る。)</p> <p>農政部農山漁村なりわい課長</p> <p>農政部農業振興課長 (イノシシ部会に限る。)</p> <p>水産林政部林業振興課長 (ツキノワグマ部会に限る。)</p> <p>水産林政部森林整備課長 (ニホンジカ部会に限る。)</p> <p>東部地方振興事務所林業振興部長 (ニホンジカ部会に限る。)</p> <p>林業技術総合センター試験研究部長</p>	宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会	部会委員	<p>環境生活部食と暮らしの安全推進課長 (イノシシ部会に限る。)</p> <p>農政部農山漁村なりわい課長</p> <p>農政部農業振興課長 (イノシシ部会に限る。)</p> <p>水産林政部林業振興課長 (ツキノワグマ部会に限る。)</p> <p>水産林政部森林整備課長 (ニホンジカ部会に限る。)</p> <p>東部地方振興事務所林業振興部長 (ニホンジカ部会に限る。)</p> <p>林業技術総合センター環境資源部長</p>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県水防協議会	[略]	[略]	宮城県水防協議会	[略]	[略]
宮城県建築審査会	幹事	土木部建築宅地課長			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県訓令甲第10号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和35年宮城県訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇及び欠勤)</p> <p>第7条 職員は、職員勤務時間条例の規定による年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>を受けようとするときは、人事委員会規則8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の定めるところにより、速やかに所要の手続をとらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(休暇及び欠勤)</p> <p>第7条 職員は、職員勤務時間条例の規定による年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>又は介護時間</u>を受けようとするときは、人事委員会規則8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の定めるところにより、速やかに所要の手続をとらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県訓令甲第11号
 宮城県企業局管理規程第3号
 宮城県議会訓令甲第2号
 宮城県人事委員会訓令第3号
 宮城県監査委員訓令第2号
 宮城海区漁業調整委員会訓令第1号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩
 宮城県公営企業管理者 千葉 衛
 宮城県議会議長 佐々木 幸 士
 宮城県人事委員会委員長 西 條 力
 宮城県代表監査委員 成 田 由加里
 宮城海区漁業調整委員会会長 尾 定 誠

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（平成23年宮城県訓令甲第10号、平成23年宮城県企業局管理規程第6号、平成23年宮城県議会訓令甲第6号、平成23年宮城県人事委員会訓令第3号、平成23年宮城県監査委員訓令第5号、平成23年宮城海区漁業調整委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 [略] 第6章 雑則（第53条— <u>第55条</u> ） 附則 （趣旨） 第1条 この規程は、職場における職員の安全と健康を確保し、快適	目次 第1章～第5章 [略] 第6章 雑則（第53条— <u>第56条</u> ） 附則 （趣旨） 第1条 この規程は、職場における職員の安全と健康を確保し、快適

な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（職員の義務）

第4条 職員は、安全衛生及び健康の管理上必要な事項について、所属長、産業医、総括産業医その他の安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守るとともに、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（産業医の選任）

第15条 次の表に定める担当区分に、法第13条第1項の産業医又は法第13条の2の医師（第16条の2を除き、以下単に「産業医」という。）を置き、知事がこれを選任するものとする。この場合において、担当区分に係る機関は、同表の左欄に掲げる担当区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

（産業医の職務等）

第16条 産業医は、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とする事項を行う。ただし、第3号のうち法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施に関しては、本庁地区の産業医が行うものとする。

(1)～(8) [略]

2 産業医は、前項各号に掲げる職務について、職員安全衛生管理責任者若しくは地方職員安全衛生管理責任者に対して勧告し、指導し、

な作業環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（職員の義務）

第4条 職員は、安全衛生及び健康の管理上必要な事項について、所属長、産業医その他の安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守るとともに、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（産業医の選任）

第15条 次の表に定める担当区分に、法第13条第1項の産業医又は法第13条の2の医師（以下単に「産業医」という。）を置き、知事がこれを選任するものとする。この場合において、担当区分に係る機関は、同表の左欄に掲げる担当区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

（産業医の職務）

第16条 産業医は、宮城県職員安全衛生管理者の指揮を受け、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とする事項を行う。ただし、第3号のうち法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施に関しては、本庁地区の産業医の職務とする。

(1)～(8) [略]

2 産業医は、前項各号に掲げる職務について、所属長に対して指導し、又は助言することができる。

若しくは助言し、又は所属長に対して指導し、若しくは助言することができる。

(総括産業医の選任)

第16条の2 総括産業医は、法第13条第1項の産業医又は法第13条の2の医師（第15条の規定により同条の表に定める担当区分に置かれる者を除く。）のうちから知事が選任するものとする。

(総括産業医の職務等)

第16条の3 総括産業医は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 産業医が行う職務の総括に関すること。
- (2) 職員の安全衛生管理業務に従事する職員への支援に関すること。
- (3) 職員の安全衛生及び健康の保持増進を図るための助言に関すること。

2 総括産業医は、前項各号に掲げる職務について、宮城県職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は意見を述べることができる。

(委員の構成)

第24条 [略]

- (1)・(2) [略]
- (3) 産業医又は総括産業医のうちから知事が指名した者 1人

2 [略]

(委員の構成)

第34条 [略]

- (1) [略]
- (2) 産業医又は総括産業医 1人

(委員の構成)

第24条 [略]

- (1)・(2) [略]
- (3) 産業医のうちから知事が指名した者 1人

2 [略]

(委員の構成)

第34条 [略]

- (1) [略]
- (2) 産業医 1人

(3)～(5) [略]

2 [略]

(精神衛生に関する措置)

第40条 宮城県職員安全衛生管理者は、精神系疾患の予防のため、産業医、総括産業医又はその他専門の医師が職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとるよう所属長を指導しなければならない。

2 所属長は、精神系疾患の予防のため、職場環境の改善や職員の適正配置、生活指導、身上相談等に努めるとともに、精神系疾患の疑いのある職員がいる場合には、産業医、総括産業医又はその他専門の医師と協議の上、受診の勧奨等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 [略]

(健康相談)

第41条 産業医、総括産業医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合には、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(健康診断)

第44条 [略]

(1) 雇入時の健康診断

(2)～(6) [略]

2・3 [略]

(健康診断の実施者)

第45条 健康診断は、産業医又は総括産業医が行う。ただし、宮城県

(3)～(5) [略]

2 [略]

(精神衛生に関する措置)

第40条 宮城県職員安全衛生管理者は、精神系疾患の予防のため、産業医又はその他専門の医師が職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとるよう所属長を指導しなければならない。

2 所属長は、精神系疾患の予防のため、職場環境の改善や職員の適正配置、生活指導、身上相談等に努めるとともに、精神系疾患の疑いのある職員がいる場合には、産業医又はその他専門の医師と協議の上、受診の勧奨等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 [略]

(健康相談)

第41条 産業医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合には、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(健康診断)

第44条 [略]

(1) 採用時健康診断

(2)～(6) [略]

2・3 [略]

(健康診断実施者)

第45条 健康診断は、宮城県職員安全衛生管理者の命を受け、産業医

職員安全衛生管理者が特に必要と認めるときは、他の医療機関に委託して実施することができる。

(病者の就業禁止)

第52条 [略]

2 知事は、前項の規定により職務に就くことを禁止しようとするときは、あらかじめ本庁地区の産業医、総括産業医及びその他専門の医師の意見を聞かなければならない。

が行う。ただし、宮城県職員安全衛生管理者が特に必要と認めるときは、他の医療機関に委託して実施することができる。

(病者の就業禁止)

第52条 [略]

2 知事は、前項の規定により職務に就くことを禁止しようとするときは、あらかじめ本庁地区の産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならない。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。